

## 令和2年度厚生労働省第二次補正予算について

日本歯科医師会はこのほど、「令和2年度厚生労働省第二次補正予算について（情報提供）」を日歯HP・メンバーズルームに掲載しました。第二次補正予算で歯科に関連する事項について、厚生労働省と意見交換を行った結果を下記の通り示しています。

### ■新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

- 対象者：1 歯科診療所に勤務する患者と接する医療従事者（1 名につき5 万円支給。歯科医師、歯科衛生士以外に事務職員や歯科業務の補助を行う者で、患者と接する業務に従事する者が対象。歯科技工士は、歯科診療所に勤務し、患者と接する業務に従事する場合は可）
- 対象期間：下記の期間のうち、延べ10 日間以上出勤した者で、勤務形態は問わない
  - ・感染症患者1 例目が緊急事態宣言前に発生または受入している都道府県
    - 1 例目の発生日または受入日のいずれか早い日～令和2年6月30日の間
  - ・それ以外の都道府県（新型コロナウイルス感染患者が発生していない都道府県も含む）
    - 緊急事態宣言の対象地域とされた日（令和2年4月16日）～令和2年6月30日

### ■医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援

- 対象期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日
- 対象：感染防止対策等に必要な物品等の購入や設備の整備等に最大100万円の実費補助
- 対象例：感染防護衣等の衛生用品の購入、消毒用エタノール等の消毒薬等の購入、ビニールカーテン等の感染防止対策に必要な動線の確保やレイアウト変更等に必要な設備等

### ■実習病院等負担軽減のための看護師養成施設等における実習補完事業

- 事業内容：シュミレーターを養成校4校に1台の割合で各都道府県に最低1台支援予定で、移動可能式を想定

※詳細は、メンバーズルーム内「新型コロナウイルスの感染症について」ページの「日本歯科医師会の対応・対策」に掲載しています。

## 厚労省「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関するQ&A（第3版）」（7/2）

「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」について、申請先や10日以上勤務の1日の数え方、複数の医療機関に勤務しいずれも要件を満たす場合の申請、慰労金が課税所得になるかどうかなどについてQ&A形式で解説しています。

※詳細は、「新型コロナウイルスの感染症について」ページの「補助制度・給付金」に掲載しています。

都道府県歯科医師会宛ての各通知は、日歯HP内の「新型コロナウイルス感染症について」（歯科医師のみなさまへ）およびメンバーズルーム（<https://www.jda.or.jp/member/>）に掲載しています。



歯科医師向け

発行責任者：公益社団法人 日本歯科医師会  
常務理事 小山茂幸  
本ニュースレターに関する問い合わせは、  
03-3262-9322（広報課）にご連絡ください